

○韮崎市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

平成30年3月23日告示第20号

改正

令和2年3月25日告示第21号

令和3年3月25日告示第21号

令和3年5月25日告示第61号

令和4年3月25日告示第24号

令和5年3月24日告示第19号

令和6年3月19日告示第7号

令和7年6月26日告示第36号

令和8年3月27日告示第14号

令和8年3月27日告示第19号

韮崎市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、婚姻に伴う経済的不安を軽減し、地域における少子化対策の推進を図るため、新婚世帯が新生活を開始するに伴う住居、引っ越し及びリフォームに要する費用の一部について、予算の範囲内で、韮崎市結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し韮崎市補助金等交付規則（昭和63年12月韮崎市規則第20号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 申請する日の属する年度の前年度の1月1日以降に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 子育て世帯 新婚世帯であって、申請時に出生から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育している（妊娠中を含む。）世帯をいう。
- (3) 住居費 婚姻を機に新たに住宅を取得し、又は賃借する際に要した費用であって、住宅の取得費又は賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料の費用を合計した金額をいう。ただし、勤務する事業所から住居に係る手当が支給されている場合にあっては、当該手当分を除く。
- (4) 引越費用 引越業者又は運送業者への支払その他の引っ越しに係る費用をいう。
- (5) リフォーム費用 住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫及び車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用並びにエアコン、洗濯機等の家電購入及び設置に係る費用を除く。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付の対象となる新婚世帯及び子育て世帯は、次に掲げる要件を満たす世帯とする。

- (1) 次条により算出した世帯の所得が500万円未満である世帯
- (2) 夫婦が共に婚姻日における年齢が39歳以下である世帯
- (3) 申請時に夫婦が共に本市に住所を有している世帯
- (4) 入居する住居が本市にある世帯
- (5) 申請時に夫婦が共に次のいずれかの講座等を実施した世帯
  - ア ライフデザイン支援講座（乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。）

の受講

イ プレコンセプションケアに関する講座の受講

ウ 医療機関への妊娠・出産に関する相談

エ 共家事・子育て講座（男性の家事・育児参加のための講座を含む。）の受講

（６）生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助を受けていない世帯

（７）本市に納付すべき市税等で納期が到来しているものを滞納している者がいない世帯

（８）韮崎市空き家バンク事業実施要綱（令和５年３月韮崎市告示第16号）第13条第３号に規定する韮崎市空き家バンクリフォーム補助金又は同条第４号に規定する韮崎市空き家バンク家財等処分補助金の交付を受けていない、又は受ける予定がない世帯

（９）夫婦の一方又は双方が過去に地域少子化対策重点推進交付金による補助を受給していない世帯（他の地方公共団体での受給を含む。）

２ 前項の規定にかかわらず、この告示による前年度の補助金の交付を受けた世帯で、その交付を受けた額が前年度の補助金の上限額に達しなかった世帯は、対象とする。

（世帯の所得の算出方法）

第４条 前条第１号に定める世帯の所得を算出する方法は、所得証明書をもとに、申請日の属する年の前年（申請日の属する月が１月から５月までの場合にあっては、前々年）の夫婦の所得を合算した金額とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める方法により算出した金額とする。

（１）夫婦の双方又は一方が離職し、申請日において無職の場合 離職した者については所得がないものとみなして、夫婦の所得を合算した金額

（２）夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合 所得証明書をもとに算出した夫婦の所得を合算した金額から貸与型奨学金の年間返済額（申請日の属する年の前年（申請日の属する月が１月から５月までの場合にあっては、前々年）に返済した額をいう。以下同じ。）を控除した金額

（補助金の額等）

第５条 補助金の額は、住居費、引越費用及びリフォーム費用を合計した額とし、補助金の上限額は、次に掲げるとおりとする。この場合において、第３条第２項に該当する新婚世帯は、前年度の１世帯当たりの補助金の上限額から前年度に交付を受けた額を差し引いた額を上限とする。

（１）夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の新婚世帯は、60万円を上限とする。

（２）前号に規定する世帯以外の新婚世帯は、30万円を上限とする。

（３）子育て世帯で、住居の取得（中古住宅に限る。）又はリフォームを行った場合における補助金の上限額は、前２号の補助金の上限額にそれぞれ30万円を加えた額とする。

２ 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

３ 補助金の交付の対象となる期間は、補助金の交付を申請した日の属する年度の４月１日から３月31日までとする。

（交付申請）

第６条 補助金の交付を受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、韮崎市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）

（２）住民票の写し

- (3) 母子手帳の写し（妊娠中の場合に限る。）
- (4) 所得証明書（夫婦の双方又は一方が離職し、申請日において無職の場合にあっては、離職票又はこれに代わるものの写し）
- (5) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類（現に貸与型奨学金の返済を行っている場合に限る。）
- (6) 住宅の売買契約書の写し（住居費における購入の場合に限る。）
- (7) 住宅の請負契約書又はこれに相当するものの写し（住居費における新築又はリフォームの場合に限る。）
- (8) 住宅の賃貸借契約書の写し（住居費における賃貸借の場合に限る。）
- (9) 住宅手当支給証明書（第2号様式）（住居費における賃貸借の場合に限る。）
- (10) 住居費を支払ったことが分かる書類
- (11) 市税等の滞納がないことが分かる書類（納税証明書等）
- (12) 引越費用に係る領収書の写し
- (13) リフォーム費用に係る領収書の写し
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、韮崎市結婚新生活支援事業補助金（交付・不交付）決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下この条及び第10条において「補助対象者」という。）は、その申請事項に変更が生じた場合は、速やかに、韮崎市結婚新生活支援事業補助金交付変更申請書（第4号様式）に、第6条各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて、市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、変更の可否を決定したときは、韮崎市結婚新生活支援事業補助金（交付・不交付）変更決定通知書（第5号様式）により、当該補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第9条 第7条又は前条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、韮崎市結婚新生活支援事業補助金交付請求書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに、補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し等）

第10条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りの申請その他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定内容その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

（補則）

第11条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に廃止前の葦崎市結婚新生活支援事業補助金交付要綱（平成29年9月葦崎市訓令乙第51号）の規定によりなされた決定その他の手続は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

（この告示の失効）

3 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

（失効後の経過措置）

4 この告示の失効の時に現に第7条又は第8条第2項に規定する補助金の交付の決定を受けた者については、この告示は、その時以後も、なおその効力を有する。

附 則（令和2年3月25日告示第21号）

（施行期日）

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、令和2年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に住居費及び引越費用（以下この項において「住居費等」という、）を支払っている者は、当該住居費等に限り、改正後の葦崎市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第5条の規定を適用せず、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際現に改正前の葦崎市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第6条の規定により補助金の交付の申請をした者は、改正後の葦崎市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定を適用せず、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月25日告示第21号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に改正前の葦崎市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第6条の規定により補助金の交付の申請をした者は、改正後の葦崎市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定を適用せず、なお従前の例による。

附 則（令和3年5月25日告示第61号）

この告示は、令和3年6月1日から施行する。ただし、第1条及び第3条第7号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月25日告示第24号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に改正前の葦崎市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第6条の規定により補助金の交付の申請をした者は、改正後の葦崎市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定を適用せず、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月24日告示第19号）

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、令和5年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に改正前の葦崎市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第6条の規定により補助金の交付の申請をした者は、改正後の葦崎市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

の規定を適用せず、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月19日告示第7号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に改正前の葦崎市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第6条の規定により補助金の交付の申請をした者は、改正後の葦崎市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定を適用せず、なお従前の例による。

附 則（令和7年6月26日告示第36号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の葦崎市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和7年11月21日告示第49号抄）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年1月1日から施行する。

（葦崎市結婚新生活支援事業補助金交付要綱に関する経過措置）

- 4 この告示の施行の際現に改正前の葦崎市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の様式の規定に基づき作成した用紙は、この告示の規定にかかわらず、当分の間、これを使用し、又は所要の調整をした上で使用することができる。

附 則（令和8年3月27日告示第14号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、令和8年3月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に改正前の葦崎市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者で第3条第2項に該当するものは、改正後の葦崎市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定を適用せず、なお従前の例による。

附 則（令和8年3月27日告示第19号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、令和8年3月31日から施行する。

（葦崎市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の一部改正）

- 3 葦崎市結婚新生活支援事業補助金交付要綱（平成30年3月葦崎市告示第20号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）